

鳥取市民体育館再整備事業に係る提案に用いる基準金利について

令和元年 10 月 11 日

「鳥取市民体育館再整備事業 様式集(令和元年 5 月 13 日公表、令和元年 6 月 14 日修正)」のうち、「様式 5-5 事業実施提案書 4 : 資金計画及び収支計画」に記載している、提案時の基準金利については、以下の通りとします。

記

提案に用いる基準金利は令和元年 10 月 18 日における TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円－円）金利スワップレート（基準日東京時間午前 10 時。テレレート 17143 ページ。）とする。

（従前は「令和元年 12 月 1 日」に設定していました。）

以上